

社会福祉施設職員のための 退職手当共済制度について

福祉医療機構 共済部長 森田 敏寛

社会福祉施設職員等退職手当共済制度(以下「退職共済制度」という)は、社会福祉事業の安定・発展に寄与するため、社会福祉施設や社会福祉事業に従事する職員の待遇改善策の一環として1961年に創設され、以来60年以上にわたり、延べ232万人の職員に退職手当金を支給してきました。

共済契約者(契約事業者)アンケートでは、96・9%の方に退職共済制度が「職員の安定的な確保に貢献している」と回答をいただいています。福祉業界における担い手不足が続くなか、退職共済制度の運営により、社会福祉施設等における職員の確保に大きく貢献することで、喫緊の政策課題である介護離職防

止、子育て環境の整備、待機児童ゼロを支える担い手の確保・安定化にも寄与しています。

退職共済制度の特徴は、財政方式が賦課方式であり、支給財源は、国・都道府県・共済契約者の三者が負担し、職員個人の負担がないことです。また、職員が転職や復職した場合でも共済加入期間を通算できる仕組みがあり、共済加入期間が長いほど支給水準が高くなるといった職員のために有用な制度となっています。

退職共済制度の共済契約者数は、2023年4月1日現在で1万7073法人です。そのうち、社会福祉法人は1万6752法人で、福祉施設を営営する社会福祉法人の約9割が加入しています。加入職員数は、88万4536人で、近年は主に保育関係施設で従事する職員が増加傾向にあります。

退職手当金支給者数は、2022年度で8万1888人です。退職率のここ数年の動きを見ると、2020年度に新型コ

ロナウイルス感染症の影響で一時的に9・93%に低下したものの、その後の経済活動の再開による転職者の増加等の影響もあり、2021年度は10・78%、2022年度は11・07%とコロナ前と同水準となっています。

手続き面では、国が進める電子政府化の取組みを踏まえて、電子申請の拡充・利用促進に努めています。職員が退職した際に提出していただく「退職届」の電子届出システムの利用率は年々上昇しており、引き続き電

子届出の利用促進を図っていく予定です。

現在は、2025年を目途に新たな電子届出システムを稼働させるよう準備を進めています。新システムでは、すべての手続きがシステム上で完結できるようになるほか、退職者及び共済契約者にとっても利便性の高いシステムとなる予定です。

今後とも、加入職員の皆様の退職手当金を迅速かつ確実に支払えるよう、より良い制度運営に取り組んでいきます。